

■ 完了・中止の届出の提出図書

法に基づく届出（変更の届出を含む）に関わる行為が完了したとき、または、行為を中止したときは、完了・中止の届出が必要です。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等 ・ 開発行為	①景観計画区域内行為完了・中止届出書（様式第7）	
	②完了写真（行為完了の場合）	<ul style="list-style-type: none">・完了物件を4方向から撮影したカラー写真・敷地周辺の状況を含めて撮影・撮影方向を示した図を添付

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ1部です。